

ク ラ ブ 細 則

第 1 条 名称および区域限界

第 1 項 名 称

本クラブの名称は、国際ソロプチミスト神戸東とする。
省略する場合は、SI神戸東とする。

第 2 項 区域限界

本クラブの区域限界は、日本中央リジョンの 2 府 12 県（愛知県、福井県、岐阜県、兵庫県、石川県、京都府、三重県、長野県、奈良県、大阪府、滋賀県、静岡県、富山県、和歌山県）とする。

第 3 項 地 区

本クラブは日本中央リジョン第Ⅲ地区に所属する。

第 2 条 目 的

第 1 項 国際ソロプチミスト定款 2. 目的 および国際ソロプチミストアメリカ細則（以下連盟細則とする）第 2 条、第 2.01 項 目的 に基づき、本クラブの目的は次のとおりとする。

国際ソロプチミスト定款 2. 目的

- ・教育の向上
- ・保健と救命の向上
- ・貧困の軽減と予防
- ・優れた市民性と地域社会開発の向上
- ・人権、平和、平等、多様性の向上

連盟細則 第 2 条 第 2.01 項 目的

- a. 女性と女兒が、持っている能力を花開かせ自分の夢を生きられるよう資源を得るといふビジョンを追求する
- b. 社会的・経済的エンパワーメントをもたらすプログラムを通じて女性と女兒の生活を向上させる
- c. 国際ソロプチミストおよび他のソロプチミスト連盟と連携して活動する

第 2 項 クラブのすべての収益は、会員、理事、役員、その他個人の利益となったり、分配されたりすることがあってはならない。但し、クラブは提供されたサービスに対して妥当な報酬の支払いや、目的推進のための支払いや分配を行うことについては許可と権限が与えられている。クラブは政治的キャンペーンに参加および干渉してはならない。

第3条 会 員

第1項 種 別

連盟細則で定義されている会員の種別は、正会員1種類とする。

第2項 構 成

クラブは、連盟のビジョン、使命、中心となる価値を支える地域社会の女性から会員を招請し構成する。

第3項 権 利

- ① 本細則で述べられている資格要件を満たしている会員はすべて、発言し、動議を出し、表決をすることが出来る。
- ② 適格な正会員のみが、選出されてクラブ役職に就くことが出来る。また、連盟大会、リジョン大会へのデレゲートを務めることが出来る。

第4項 入 会

招請から入会までにクラブは下記の手続をとる。

- ① 2名の会員が、ソロプチミストとして適格と考えられる女性を入会候補者として推薦し、メンバーシップ委員会委員長に申し出る。
- ② メンバーシップ委員会は、入会候補者の適格性について十分検討確認をし、報告書を理事会に提出する。
- ③ 理事会は、メンバーシップ委員会からの報告書を検討し、通常例会で入会候補者に関する報告を行う。
- ④ 会員は、入会候補者に対して異議のある場合は10日以内に申し出る。
- ⑤ 入会候補者について異議がないことが確認され、入会候補者から入会承諾書の提出と入会に関わる全ての費用の支払いが行われたならば、トレジャラーはリジョン事務局に入会に必要な書類を提出し、新会員の登録をし会員籍を取得する。

第5項 退 会

会員が退会する場合は、文書により会長に退会届を提出しなければならない。

理事会が承認し、クラブに報告した後、リジョンに「退会届出書」を提出する。届け出時期により、クラブ・リジョン・連盟・国際の定めた義務的費用を退会者は負担する。

第6項 会員籍の終結

下記の理由により、クラブの3分の2以上の賛成があれば、会員籍を終結とすることが出来る。但し、弁明の機会を与える。

- ① 財務義務が不履行のとき。
- ② ソロプチミストとして社会的、倫理的に相応しくない行為があった場合。

第7項 休 会

- ① 会員が、病気、旅行、一時的な移転またはその他の正当な理由による休会を申し出た場合、理事会は休会を認める。
- ② 休会期間の会費等は、クラブが定める額を納付しなければならない。

第8項 名誉会員認定

クラブは、国・県・市または地域に対し、顕著な功労のあった者、あるいは女性の地位向上に著しく貢献した者を、名誉会員として認定できる。但し、名誉会員はソロプチミスト会員ではなく、ソロプチミスト組織で会員に与えられている権利は認められない。

第4条 役員および理事

第1項 選出された役員および理事 (2022.4)

本クラブの役員は、会長、副会長、セクレタリー、コレスポンディングセクレタリー、トレジャラー、および理事2名とする。

第2項 資格要件

- ① クラブ例会で定めた9月から8月までの1年間の通常例会に、50%以上出席した正会員であることを要する。
- ② クラブ会長職に選出されるには、クラブの理事会メンバーを務めたことがなければならない。もし、資格要件を備えた候補者が誰も指名を受諾しない場合のみ、他の会員を会長職の被指名者に選ぶことができる。
- ③ クラブの役員および理事は、同時に連盟、リジョンの役員に就くことはできない。

第3項 任 期

- ① 役員の任期は、選出された後の9月1日より就任し、1年間または後任者が就任するまでとする。但し、連続して同一の役職に就任することは、2期を限度とする。
- ② 理事の任期は、2年間あるいは後任者が選出されるまでとするが、連続して就任することはできない。
理事の半数1名は毎年選出する。

第4項 欠員、辞任および解任

- ① 会長が辞任、解任、またはその他の理由で任期を全うできない場合、副会長が会長となり、残任期間の任務を行う。
- ② 会長が一時的に任務を行えなくなった場合、副会長がその間の会長の任務を兼務する。
- ③ 他の理事会メンバーが欠員または一時的に任務を行えなくなった場合、理事会が指名委員会の任務を行い補充その他の処置をとり、次回通常例会、またはその目的のために招集された特別例会で報告する。その議場から、追加指名または立候補することができる。

- ④ 理事会メンバーは、クラブ会長に文書で辞任届を出すことによっていつでも辞任できる。クラブ会長が辞任届を受け取った日または届けに明記されている日付をもって辞任は発効となる。
- ⑤ 理事会は、役員または理事が、任務を履行しなかった場合、ソロプチミスト組織に相反する行為をした場合、またクラブのためによくないと判断した場合、解任理由を通告し、弁明の機会を与えた上で、クラブの3分の2以上の賛成があれば、いつでも解任することができる。

第5項 任 務

① 会長

- a. クラブ例会ならびにクラブ理事会の議長となる。
- b. 首席役員としてクラブの業務処理を指示する。
- c. 別段の規定のない限り全ての委員会メンバーを任命する。
- d. 指名委員会を除くすべての委員会の職責委員となる。

② 副会長

会長、あるいは理事会から委託された任務を遂行する。

③ セクレタリー

- a. クラブ例会とクラブ理事会の全ての議事録を取る。
- b. 会合開催の通知をする。
- c. 諸記録（会員名簿、永久保存記録等）の保管者となる。
- d. クラブ例会の議事録をクラブ会員に配付する。
- e. リジョンから求められた報告書をリジョンに提出する。
- f. その他、必要な事務処理を行う。

④ コレスポন্ディングセクレタリー

- a. 各種の通知を発送する。
- b. 他の役員の通常任務に含まれない各種の通信業務を行う。

⑤ トレジャラー

- a. クラブの資金を受領する。
- b. クラブ理事会が決定した金融機関に預金する。
- c. 認可された支払いをする。
- d. クラブの理事会および通常例会で会計報告を行う。
- e. 各収支報告書を作成する。
- f. 財務委員会の職責委員となる。
- g. リジョンから求められた報告書をリジョンに提出する。
- h. 会員の異動（入会、会員籍の終結、移籍）または変更が生じた場合（クラブの解散など）は、所定の用紙で速やかにリジョン事務局に届け出る。
- i. 日本中央リジョン手続 R-15 4. 保険の項に基づき、リジョンが加入する身元保証保険の被保険者となる。

⑥ 理 事

理事会の定める任務を行う。

第5条 指名と選出

第1項 指名委員会の構成

- ① 指名委員会は3名の正会員によって構成される。会長は委員長を任命し、理事会が2人目の委員を選出し、クラブが3人目の委員を通常例会で選出する。
但し、指名委員会の委員のうち1名は理事会メンバーの中から選出することができる。
- ② 指名委員の3名は、毎年4月末日までに決定されていなければならない。
- ③ 指名委員の欠員は、理事会で補充する。

第2項 選出

- ① 指名委員会は、会員に、各役職の選考対象となる者の氏名の提示を求める。
- ② 指名委員会は、会員から推薦された候補者について適格な会員であることを確認したうえで、その中から各役職に候補者1名を指名する。
- ③ 指名委員会は、指名した候補者の同意を得た後、選挙が実施される例会に先立つ通常例会で、指名した候補者を発表する。
- ④ 指名委員の任務は、各役職者の就任によって終了する。

第3項 選挙手続

- ① 選出は、6月の通常例会で実施する。
- ② 指名委員会は、被指名者名を再度読み上げる。
- ③ 議場から立候補ならびに指名の追加をすることができる。
- ④ 立候補ならびに追加指名を受ける者は、役職者として適格であることを全会員に周知させる資料を用意し、指名委員長に提出しなければならない。
- ⑤ どの役職についても1名を超える被指名者がある場合には、投票による選挙を行い、得票の多いものが当選者となる。投票による選挙は、会長が任命する3名以上の選挙管理委員が行う。選挙はあらゆる形式(第7条第1項参照)で開催される会合もしくは、郵便または電子投票によって実施することが出来る。
- ⑥ 各役職の候補者が1名のみの場合には、投票によらず表決を行う。

第6条 デレゲート

第1項 クラブのデレゲート

- ① クラブのデレゲートは3名とする。1名は会長とする。会長以外の2名は指名委員会によってクラブ役員と同時に定められるが、選挙を必要としない。
- ② リジョン大会においてデレゲートを務める。

第2項 連盟大会表決デレゲート

クラブは、連盟細則 第7条 大会 第7.02項 大会での表決に従い、クラブからのデレゲート1名を、大会に登録する時点で、適格な正会員の中から任命する。

第3項 デレゲートの費用

デレゲートにはクラブが定める費用を支給する。

第7条 会 合

第1項 会合の形式

クラブの会員による通常、特別、年次会合は、いかなる形式でも開催出来る。これには対面式、音声またはビデオ会議、ソーシャル・メディア、またはこれらの形式を組み合わせたハイブリッド式が含まれ、クラブのすべての会員が互いの話を聞くことができる限り有効である。遠隔もしくはバーチャル形式で参加している会員は、定足数を成立させるための数に含まれる。

第2項 通常例会

- ① 通常例会は、毎月1回 第3木曜日に、理事会の決定した場所で開催する。
但し、8月は休会とする。
- ② 通常例会ならびに年次会合の出席者は、ソロプチミストに限られる。ただし会長は、表決権のないオブザーバーとしてベンチャークラブ、シグマソサエティ、Sクラブの理事会メンバーおよびクラブの目的を推進するために適当であるとみなすその他の者を招請することができる。
- ③ 通常例会の出席と認められるメーキャップは、欠席する通常例会の前後各一ヶ月間に開催される下記の会合とする。
他クラブの通常例会、リジョン大会、連盟大会

第3項 特別例会

- ① 通常例会での承認を要する事項が通常例会と通常例会の間に生じた場合、
会長は、その事項についてのみ審議をする特別例会を招集することができる。
- ② 特別例会の招集には、少なくとも3名の正会員の書面による要請を必要とする。
- ③ 特別例会の開催については、開催時刻の48時間前までに文書（郵便物・FAX・メール）により各会員に通知されなければならない。

第4項 年次会合

7月の通常例会に年次会合を開催する。クラブ年間活動の報告、次年度の各会計暫定収支予算書(案)の審議、理事会ならびに各委員会の報告、またその他必要な議事を処理する。

第5項 定足数および表決

- ① 例会は、会員の過半数をもって定足数とする。
- ② 本細則に定められている以外の事項の表決は、出席投票有権者の過半数とする。

第6項 業務

クラブは、どのような定例業務もしくは特別業務も、いかなる形式（第7条第1項参照）で実施される会合での投票、または郵便投票もしくは電子投票によっても実施することができる。この業務は、役員を選出、クラブの運営管理文書の修正に関する投票、予算の承認に関する投票が含まれるが、これらに限定されない。

第8条 理事会

第1項 構成（2022.4）

理事会は、役員5名および、理事2名で構成する。

第2項 任務

- ① 採択された国際、連盟、リジョン、クラブのプログラムを実施する責任を有する。
- ② 理事会は、クラブがとった措置の変更をしない限り、クラブの業務全般、資金ならびに資産を管理運営する。
- ③ 予算の枠内でクラブ資金からの支払いを承認する。
- ④ 入会の招請、会員籍の終結ならびに規律上の問題を処理する。
- ⑤ 理事会の審議ならびに協議は機密のものとする。

第3項 会合の形式

理事会による定例もしくは特別会合は、いかなる形式でも開催出来る。これは対面式、音声またはビデオ会議、ソーシャル・メディア、またはこれらの形式を組み合わせたハイブリッド式が含まれ、理事会メンバーの会員が互いの話を聞くことができる限り有効である。遠隔もしくはバーチャル形式で参加している理事会メンバーは、定足数を成立させるための数に含まれる。

第4項 会合

- ① 理事会会合は、理事会で決定した日時と場所で毎月1回、通常例会準備期間を考慮して開催する。
- ② 会長は、必要に応じて、協議事項に関連する他の会員を出席させることができる。但し、その会員は、議案を説明し意見を述べることはできるが、討議ならびに表決には参加できない。

第5項 特別理事会

- ① 特別理事会は、会長の招集によって開催されるが、少なくとも3名の理事会メンバーの書面による要請を必要とする。特別理事会が処理する事項は、開催通知に記載されている案件に限られる。

- ② 特別理事会の開催については、開催時刻の24時間前までに、文書（郵便物・FAX・メール）により各理事会メンバーに通知されなければならない。

第6項 定足数および表決

- ① 理事会メンバーの過半数をもって定足数とする。
② 本細則に定められている以外の事項の表決は、理事会メンバーの出席投票有権者の過半数とする。

第7項 理事会業務

理事会はいかなる定例業務もしくは特別業務も、いかなる形式（第8条第3項参照）で行われる会合での投票、もしくは郵便投票または電子投票によって実施することができる。

第9条 委員会およびその任務

第1項 常任委員会

① 奉仕プログラム活動分野

クラブは、奉仕プログラム全般および国際、連盟、リジョン、クラブのプロジェクトを実施するために下記の委員会を設ける。

a. 奉仕プログラム委員会

委員会の中に下記の担当を設ける。

- ・ 国際親善と理解活動担当
- ・ スポンサーシップ担当

b. アワード委員会

② テクニカル機能分野

クラブは、組織の拡張と円滑な運営のために下記の委員会を設ける。

a. 財務委員会

b. 規約決議・SOLT委員会

c. メンバーシップ委員会

d. 広報委員会

e. 出席委員会

- ③ 次期会長は、選出された後、1ヶ月以内に各委員会委員長と1名以上の委員を任命する。

第2項 ソロプチミスト日本財団委員会

クラブは、公益財団法人ソロプチミスト日本財団の要望に従い、ソロプチミスト日本財団委員会を設ける。委員長及び委員は会長が任命する。

第3項 監査委員会

クラブは常任委員会と同時にクラブの財務を監査する監査委員会を設ける。会計年度終了1ヶ月以内に、収支報告書の監査を完了しなければならない。

第4項 特別委員会

クラブは必要が生じた場合、特定の任務を遂行するために、クラブの出席投票有権者の過半数の承認により特別委員会を設けることができる。特別委員会委員長および委員は会長が任命する。

第5項 任 務

委員会は会合を開き、委員会報告書を理事会に提出する。必要があれば、理事会に提案することができる。

第6項 会合

委員会会合はいかなる形式でも開催することができる。これには、対面式、音声またはビデオ会議、ソーシャル・メディア、もしくはこれらの形式を組み合わせたハイブリッド式に行うことができ、委員会メンバーの会員が互いの話を聞くことができる限り有効である。

第7項 クラブがスポンサーしている組織

クラブがスポンサーしているSクラブは、芦屋学園高等学校Sクラブである。

第10条 年会費、諸費および賦課金

第1項 会計年度

クラブの会計年度は、9月1日から翌年8月31日までとする。

第2項 クラブ年会費

会員は本細則の定める各会費をクラブに納入しなければならない。会費は、国際、連盟およびリジョンに納付する各会費とクラブ運営費用を充足する額になるよう定めなければならない。

① クラブ年会費の額は、正会員 150,000円とする。

② クラブ年会費の納入は、下記の通りとする。

9月20日までに 75,000円

3月20日までに 75,000円

③ 7・8月に退会する会員は、次年度の国際会費、連盟会費を納入する。

第3項 新会員の入会金等

① 新会員入会金の額は 50,000円とする。 (2022.3)

② クラブ会計年度途中から入会する新会員の、入会年度クラブ年会費の納入については前期と後期に分けて納入する。

第4項 休会会員の会費

休会会員の会費は 150,000円とする。

第5項 諸費

クラブが定めた年会費以外の費用は、諸費として集めることができる。(2022.3)

第6項 賦課金

クラブが定めた賦課金を奉仕特別会計に納入することができる。

第11条 クラブ予算、財務報告および監査

第1項 クラブ予算

財務委員会は、クラブの健全な運営のために予算案を作成し、理事会に提出の上、クラブの承認を受ける。

① 各会計暫定収支予算書(案)

- a. 財務委員会は次年度の暫定収支予算書(案)を作成し、6月の理事会に提出する。
- b. 理事会は、次年度の暫定収支予算書(案)を審議し、6月の通常例会に提出する。
- c. 次年度の暫定収支予算書(案)は、7月の年次会合で、出席した投票有権者の3分の2以上の賛成により承認される。

② 各会計修正収支予算書(案)

財務委員会は、前年度各会計収支報告書の承認をもって、繰越金を確定し、その繰越金を繰り入れた各会計修正収支予算書(案)を会員に事前配付し、11月の通常例会で審議する。出席した投票有権者の3分の2以上の賛成による承認を受ける。

③ その他

予算化されていない事項は、財務委員会で検討し、通常例会に提出し、出席した投票有権者の3分の2以上の賛成により承認される。

第2項 財務報告

- ① 理事会は、各会計の中間収支報告書を審議し、通常例会で報告する。
- ② 理事会は、前年度各会計収支報告書を審議し、監査報告を添えて、会員に事前配付する。10月の通常例会で、出席した投票有権者の3分の2以上の賛成により承認される。
- ③ トレジャーは、財務報告を、理事会会合で行う。
- ④ 会長およびトレジャーは連名で、毎年2回、会員に対して財務報告を行う。

第3項 監査

年度終了後1ヶ月以内に、会長の任命する3名の会員からなる監査委員会により収支報告書・財産目録、通帳類などの監査を受ける。

第12条 議事法権威

本細則または国際ソロプチミスト定款、国際ソロプチミスト細則、国際ソロプチミストアメリカ細則、国際ソロプチミストアメリカ手続、リジョン細則、リジョン手続に記載されていない事項については、最新版「ロバート議事規則」が議事法権威となる。

第13条 クラブ細則の改正

第1項 本細則は、通常例会で、出席した投票有権者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

第2項 改正案は審議される前月の通常例会で、全会員に配付されていなければならない。改正されたすべての細則は、日付を明示する。

第14条 解散

クラブが解散を決定した場合、本細則 第4条 第5項⑤ h. により解散の手続をとる。理事会はクラブの全負債を支払う。支払い後の剰余資金は、慈善的、教育的または科学的目的のための組織にのみ向けられる。私的効力を発するいかなる資金の使用も明白に禁止されている。

2021年11月18日改正